

島根県医療介護総合確保促進基金事業実施要綱

1 目的

この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号、以下「医療介護総合確保促進法」という。）第4条に基づき策定された県計画に掲載された事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、別記に掲げる者とする。

3 事業内容

（1）医師の確保対策事業

ア 地域勤務医師応援事業 (別記1)

（2）看護職員の確保対策事業

イ 看護職員キャリアアップ支援事業 (別記7)

エ 特定行為研修関連教育受講支援事業 (別記13)

（3）各職種に共通する医療従事者確保対策事業

ア 医療従事者の確保に関する支援事業 (別記9)

イ 医療従事者研修環境整備事業 (別記10)

（4）在宅医療の推進に関する事業

ア 在宅医療に関する体制整備事業 (別記12)

4 実施期間

医療介護総合確保促進法第4条に基づく島根県計画に定める期間とする。

5 県の補助

県は、予算の範囲内で、本事業に要する経費について、別に定める基準（交付要綱）により補助するものとする。

6 その他

この事業の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附則 (平成26年10月31日医第930号)

この要綱は、平成26年11月1日から適用する。

附則 (平成26年12月22日医第1128号)

この要綱は、平成26年12月22日から適用する。

附則 (平成27年10月9日医第791号)

この要綱は、平成27年10月10日から適用する。

附則 (平成28年3月25日医第1374号)
この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附則 (平成29年7月11日医第427号)
この要綱は、平成29年7月11日から施行し、平成29年度分の事業から適用する。

附則 (平成30年7月10日医第468号)
この要綱は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度分の事業から適用する。

附則 (令和元年7月29日医第653号)
この要綱は、令和元年7月29日から施行し、令和元年度（平成31年度）分の事業から適用する。

附則 (令和2年7月16日医第692号)
この要綱は、令和2年7月16日から施行し、令和2年度分の事業から適用する。

附則 (令和3年7月16日医第577号)
この要綱は、令和3年7月16日から施行し、令和3年度分の事業から適用する。

附則 (令和4年7月15日医第541号)
この要綱は、令和4年7月15日から施行し、令和4年度分の事業から適用する。

(別記 1)

地域勤務医師応援事業

1 事業目的

医師が不足している過疎地域、離島の医療機関の取組みを支援することにより、当該地域における医師の離職防止と招へいの基盤づくりを行う。

2 事業内容

過疎地域、離島において診療応援を受ける際にかかる経費の一部を県が補助する。

(1) 事業主体

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する病院及びへき地診療所

(2) 運営基準

(1) に掲げる医療機関が、非常勤医師の応援を受け、その医師の応援を受けるために交通費等を支出すること。

(別記 7)

看護職員キャリアアップ支援事業

1 事業目的

各病院の看護体制において中心的な役割を果たす中堅看護職員のモチベーション向上や資質向上に資する研修受講に対する支援を行い、各病院での看護職全体の資質向上や新人看護職員の育成、看護職員自身が安心して働ける職場環境づくりを推進する。

2 事業内容

中堅看護職員（経験年数 5 年以上とする。但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。）が以下の研修を受講する場合の経費（事業主体が直接研修機関に支出するもの又は受講生に対し受講料等相当額として支出するものに限る。）を県が補助する。

(1) 事業主体

県内に所在する医療機関、介護施設等

(2) 運営基準

(1) に掲げる事業主体が、実務経験 5 年以上の看護職員（但し、助産師出向支援事業についてはこの限りではない。）を対象として、他施設等でのキャリアアップのための研修を受講させるものとする。

3 留意事項

- ① 補助の対象とする研修等については、「認定看護師教育課程（特定行為研修を組み込んでいない課程）」及び「助産師出向支援事業」とする。
- ② 他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。
- ③ 長期滞在に要する経費とは、賃借料、光熱水費、消耗品費その他の生活の本拠地以外に滞在することで生じた必要経費をいう。
- ④ 研修等を修了した者を補助の対象とするので、修了後は修了証等の写しを提出すること。

(別記 9)

医療従事者の確保に関する支援事業

1 事業目的

各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動を支援することで、県内の医療従事者の確保を推進する。

2 事業内容

各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。

(1) 事業主体

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第 33 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する病院

(2) 運営基準

(1) に掲げる事業主体が、医療従事者の確保のために必要な勧誘活動などに取り組むものとする。

(3) 留意事項

- ① 食糧費に該当する経費は対象外とする。
- ② 有料職業紹介事業者への手数料は対象外とする。

(別記 10)

医療従事者研修環境整備事業

1 事業目的

県内の各医療圏域での研修開催にかかる経費を支援することで、医療従事者（潜在看護職員等、今後医療従事者として勤務する意思のある者も含む。）の研修機会を確保し、もって医療技術及び提供医療の向上を図る。

2 事業内容

二次医療圏域ごとに圏域内の医療従事者を対象とした医療技術及び提供医療の向上に資する研修を実施する場合の経費を県が補助する。

(1) 事業主体

県内に所在する病院（各二次医療圏域あたり 1 病院程度を補助対象とする。）

(2) 運営基準

(1) に掲げる事業主体（事業実施病院）が、二次医療圏域ごとに圏域内の医療従事者を対象とした医療技術及び提供医療の向上に資する研修を実施するものとする。

（事業実施病院に勤務する者のみを対象とした研修は、本事業の補助対象としない。）

(3) 留意事項

①事業実施病院は、各二次医療圏域あたり 1 病院程度とするが、圏域の地理的条件、研修内容等を勘案し、複数の病院での実施を認める場合もある。

②事業実施病院は、圏域内の医療従事者の研修ニーズを把握し、研修内容を企画・調整するよう努めるものとする。なお、他圏域からの研修参加（受入）は制限するものではない。

③本事業の対象となる研修の例は次のようなものが考えられる。

- ・潜在看護職員等の復職支援研修
- ・医療シミュレーター研修に携わる指導者養成
- ・シミュレーターを用いた医療従事者向け研修会
- ・症例検討会
- ・他機関（消防機関等）と連携した研修
- ・医師、看護職員等の実習受入に携わる指導者養成 等

(別記 1 2)

在宅医療に関する体制整備事業

1 事業目的

在宅医療に関わる職員の資質向上に資する研修受講の支援や、在宅医療に関する病院の体制整備を支援することにより、効率的で質の高い在宅医療提供体制の構築を図る。

2 事業内容

- ・在宅医療に関する知識・技能を研鑽するために必要な研修の開催経費及び外部研修受講経費を県が補助する。
- ・病院における在宅医療推進に向けた体制整備に係る経費を県が補助する。

(1) 事業主体

県内に所在する病院、医科診療所（訪問診療、往診を実施する者に限る。）及び訪問看護ステーション

(2) 運営基準

(1) に掲げる事業主体が、在宅医療推進に関する事業計画書を作成の上、事業を実施するものとする。

(3) 留意事項

- ①本事業の対象となる取組の例は次のようなものが考えられる。
 - ・職員向け研修会・講演会の実施
 - ・外部が企画する研修（訪問看護集中セミナー等）への参加
 - ・病院の職員を診療所や訪問看護ステーションに派遣して行う在宅医療に関する研修の実施
 - ・病院内における協議会組織の設立
 - ・在宅での療養生活を見据えた入退院時における病院の対応マニュアル策定
- ②他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。

特定行為研修関連教育受講支援事業

1 事業目的

地域包括ケアの構築に向け、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成する「特定行為研修」の受講推進を図るため、勤務する看護師の特定行為研修の受講費用を負担する医療機関等を支援する。

2 事業内容

保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）を受講する場合の経費（事業主体が直接研修機関に支出するもの又は受講生に対し受講料等相当額として支出するものに限る。）を県が補助する。

（1）補助事業者

県内に所在する医療機関、介護施設等

（2）運営基準

（1）に掲げる補助事業者が、特定行為研修を受講させるものとする。

3 留意事項

- ① 補助の対象となる研修先施設は、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に基づき厚生労働大臣から指定を受けた研修機関とする。
- ② 補助対象には、特定行為研修を組み込んだ「認定看護師教育課程」、「大学院修士課程」を含む。
- ③ 他の補助事業と対象経費の重複がないよう十分留意すること。
- ④ 研修等を修了した者を補助の対象とするので、修了後は修了証等の写しを提出すること。